

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 登録実用新案公報(U)

(11) 実用新案登録番号

実用新案登録第3097251号  
(U3097251)

(45) 発行日 平成16年1月22日(2004.1.22)

(24) 登録日 平成15年8月6日(2003.8.6)

(51) Int. Cl.<sup>7</sup>

F 2 1 V 19/00  
H O 1 J 5/48

F I

F 2 1 V 19/00 3 2 O A  
H O 1 J 5/48

評価書の請求 未請求 請求項の数 2 O L (全 5 頁)

(21) 出願番号 実願2003-2126 (U2003-2126)  
(22) 出願日 平成15年4月17日(2003.4.17)

(73) 実用新案権者 595141177  
三誠電気株式会社  
東京都江戸川区松島1-34-2  
(74) 代理人 100072084  
弁理士 竹内 三郎  
(74) 代理人 100110962  
弁理士 市澤 道夫  
(72) 考案者 高橋 浩史  
東京都江戸川区松島1-34-2 三誠電  
気株式会社内  
(72) 考案者 丹野 俊一  
横浜市港北区篠原町2937 東海旅客鉄  
道株式会社新横浜保全センター内

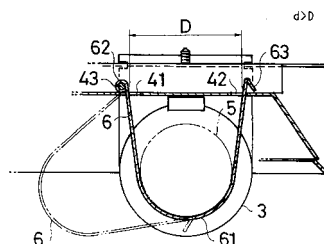
(54) 【考案の名称】 蛍光灯の脱落防止具

(57) 【要約】

【課題】 蛍光灯具の蛍光灯を所定の取り付け位置に確実に保持することができ、蛍光灯の取り付けも容易に行えるようにした新規な構造の脱落防止具を得る。

【解決手段】 帯状板材を略U字乃至V字形に屈曲させ、その一端部に被回転支持部62、他端部に外方折り返し部63を設けて形成し、被回転支持部62を反射板4で回転自在に支持し、外方折り返し部63を反射板4に設けた被係合部42に着脱自在とし、蛍光灯5の下部周囲を屈曲部61で支持する。

【選択図】 図3



**【実用新案登録請求の範囲】****【請求項 1】**

帯状板材を略 U 字乃至 V 字形に屈曲させてなり、その両端部を蛍光灯具の反射板に取り付け、反射板から吊り下がった屈曲部側で蛍光灯の下部外周を支持するように構成された蛍光灯の脱落防止具。

**【請求項 2】**

一端部に被回転支持部、他端部に外方折り返し部を設けて形成されていて、前記被回転支持部が反射板に回転自在に支持され、前記外方折り返し部が反射板に設けた被係合部に着脱自在とされた請求項 1 に記載の蛍光灯の脱落防止具。

**【考案の詳細な説明】****【0001】****【考案の属する技術分野】**

本考案は、蛍光灯具の蛍光灯が適正な取り付け位置から脱落するのを防止するための器具に関する。

**【0002】****【従来の技術】**

駅のプラットホームなどに設置される、2 m ほどの長い蛍光灯を装備した蛍光灯具には、蛍光灯の落下を防止する脱落防止具が取り付けられている。

この脱落防止具 10 は、図 5 に示されるように、蛍光灯 12 の外径と略同じ幅に設けた基部 10 a の両端部から腕部 10 b、10 b を平行に突出させるとともに両腕部の先端を互いに先細り状に湾曲させて形成されており、蛍光灯具 11 の反射板 13 に基部 10 a をネジ止め固定し、反射板 13 から垂下した腕部 10 b、10 b の間に、端部を電極ソケット 14 に嵌め入れた蛍光灯 12 を圧入し、両腕部で蛍光灯 12 の外周を挟み持って支持するようになっていた。

**【0003】****【考案が解決しようとする課題】**

従来の脱落防止具 10 は、反射板 13 の下面に固定されていたため、蛍光灯 12 を取り付けの際に、蛍光灯 12 の両端電極を電極ソケット 14 に嵌め込む操作と蛍光灯 12 を脱落防止具 10 に差し入れる操作を同時に行わなければならない、取り付け操作が煩わしく手間がかかるといった問題があった。

**【0004】**

本考案は従来の技術の有するこのような問題点に鑑み、蛍光灯具の蛍光灯を所定の取り付け位置に確実に保持することができ、また、蛍光灯の取り付けも容易に行えるようにした新規な構造の脱落防止具を得ることを課題とする。

**【0005】****【課題を解決するための手段】**

前記課題を解決するため本考案の蛍光灯の脱落防止具は、帯状板材を略 U 字乃至 V 字形に屈曲させてなり、その両端部を蛍光灯具の反射板に取り付け、反射板から吊り下がった屈曲部側で蛍光灯の下部外周を支持するように構成されたことを特徴とする。

**【0006】**

前記構成の脱落防止具において、一端部に被回転支持部、他端部に外方折り返し部を設けて形成し、前記被回転支持部が反射板に回転自在に支持され、前記外方折り返し部が反射板に設けた被係合部に着脱自在とされるように設けることが好ましい。

**【0007】**

これによれば、反射板から吊り下がった脱落防止具の屈曲部が蛍光灯の下側をぐるりと包囲して蛍光灯下面を支持し、蛍光灯を所定の取り付け位置に固定し保持させることができる。

また、反射板に対し、脱落防止具の一端部が回動自在、他端部が着脱自在に設けてあれば、反射板の下側で脱落防止具を回動させて変位させることができるので、電極ソケットに蛍光灯を取り付ける際に脱落防止具が邪魔となるようなことはなく、蛍光灯の取り付け操作

10

20

30

40

50

をスムーズに行える。

【0008】

【考案の実施の形態】

図1は本考案の一実施形態の脱落防止具を装備した蛍光灯具の外観を示している。図示されるように、この蛍光灯具1は、下部を開口面とした枠体2と、枠体2内に取り付けられる電極ソケット3及び反射板4と、電極ソケット3、3間に支持される蛍光灯5との各部材により構成されており、蛍光灯5の周面二箇所に脱落防止具6を装着して蛍光灯5が支持されるようになっている。

【0009】

詳しくは、図2に示されるように、脱落防止具6は、細長いステンレス板などの帯状板材を略V字形に折り曲げてなり、その中央部を蛍光灯5の外径と略同径に屈曲させ、その一端部62を筒状に折り曲げ、他端部63を外側に折り返した形状に形成されている。 10

【0010】

そして、図3に示されるように、脱落防止具6は、その筒状端部62が反射板4に形成された孔部41に係入され、同孔部内に架設した回転軸43を挿通させて反射板4に回転自在に取り付けられ、また、折り返し端部63が、同じく反射板4に形成された孔部42内に係合自在に設けてあり、折り返し端部63を孔部42に係合させた状態では屈曲部61が反射板4の下側に吊り下がり、電極ソケット3、3間に取り付けた蛍光灯5の下部周面を屈曲部61で支持するようになっている。

【0011】

なお、反射板4の孔部41、42間の幅Dは、脱落防止具6の両端部間の幅dよりも僅かに狭く設定してあり、折り返し端部63を孔部42に係合させたときに、脱落防止具自体の弾性によって折り返し端部63を孔部42の縁部に押圧することにより係合状態が維持されるようになっている。 20

【0012】

脱落防止具6が装備された蛍光灯具1に蛍光灯5を取り付ける操作は、先ず、折り返し端部63を反射板4から取り外して脱落防止具6を宙ぶらりんとし、その状態で蛍光灯5の両端電極を電極ソケット3、3に嵌め入れ、次いで、脱落防止具6を蛍光灯5の外周に掛け回し、折り返し端部63を孔部42に係合させて完了する。

このように、蛍光灯5を取り付ける際に脱落防止具6が邪魔とならず、蛍光灯5を電極ソケット3、3に取り付けた後で脱落防止具6を装着すればよいので、従来のものと比較して蛍光灯5の取り付け操作が簡単になり、迅速且つスムーズな取り付けを可能とし、また、蛍光灯5の下部周面に掛け回した脱落防止具6の屈曲部61で蛍光灯5を安定的に支持することができる 30

【0013】

なお、図示した脱落防止具6の形態は一例であり、本考案は他の様々な形態で構成することができる。脱落防止具6は、反射板4から吊り下がった屈曲部61で蛍光灯5の下部を支持可能であれば屈曲形状は問わず、他の適宜な形態に設けることができる。図4は他の形態例を示し、同図(A)は屈曲部61が折れ曲がったもの、同図(B)、(C)は全体が略U字形の屈曲したもの、同図(D)は屈曲部61内に折れ部を設けたものである。また、脱落防止具6の両端部62、63を、反射板5に対して着脱自在としてもよい。 40

【図面の簡単な説明】

【図1】本考案の一実施形態の脱落防止具を装着した蛍光灯具の外観図である。

【図2】図1の脱落防止具の正面図と側面図である。

【図3】図1の脱落防止具で蛍光灯を支持する状態を示した図である。

【図4】脱落防止具の他の形態を示した図である。

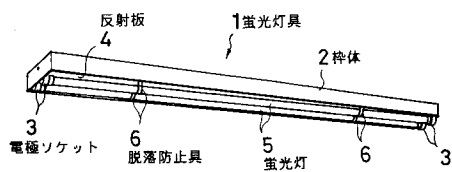
【図5】従来の蛍光灯具の要部破断拡大側面図(A)と、正面端部部分を拡大断面で示した図(B)である。

【符号の説明】

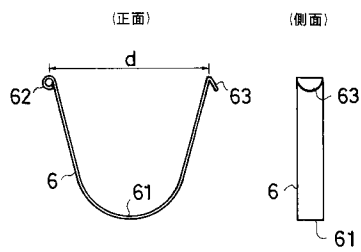
1 蛍光灯具、2 枠体、3 電極ソケット、4 反射板、5 蛍光灯、6 脱落防止具 50

、 6 1 屈曲部、 6 2 筒状端部、 6 3 折り返し端部

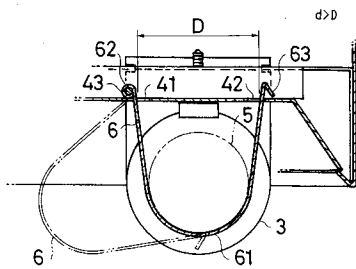
【 図 1 】



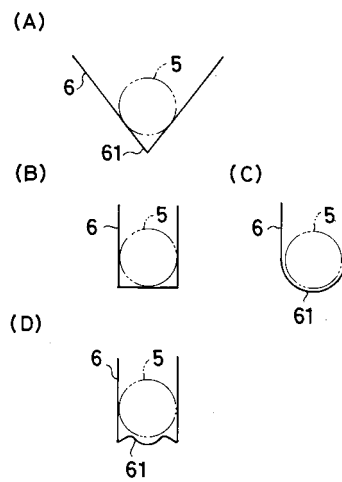
【 図 2 】



【 図 3 】



【 図 4 】



【 図 5 】

